

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨被災者に対する
授業料の減免（令和8年度分）について

【減免の対象者】

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨災害により、在学生本人、又はその生計維持者の居住する住居が、全壊又は半壊、又は、家屋流出又は床上浸水した方で、令和8年度に在学予定の学部学生及び大学院生（入学予定者は別途案内）

【減免の額および期間】

授業料535,800円（令和8年4月から令和9年3月分）

「修学支援制度による授業料減免」との重複申請が可能です。

【提出書類】

- ・ 授業料減免申請書（様式第1号の4）
- ・ 罹災証明書の写し（新規で申請の場合のみ提出。すでに減免を受けている者については、省略可）
※罹災証明書の発行を申請中または申請予定の場合は、被災状況がわかる写真等を提出して下さい）

【提出、問合せ先】

石川県立大学教務学生課 TEL：076-227-7408